

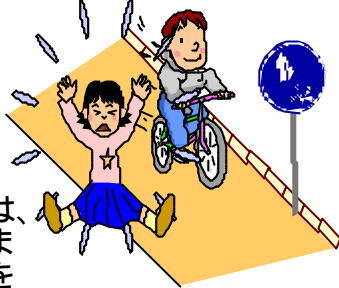
ご存じですか！自転車の交通ルール

最近、自転車の**交通ルール無視**や**マナーの悪さ**が目立ちます。自転車を利用する場合は、交通ルールを守り、交通事故に遭わないように、歩行者に危害を与えないように心がけましょう。

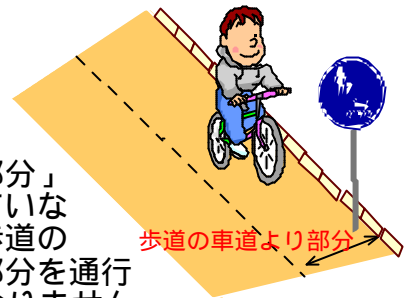
～ 交通ルールを正しく理解し、安全運転に努めましょう。～



「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道は、普通自転車の通行ができます。



歩道を通行するときは、徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げそうなときは、一時停止しなければなりません。



「歩道通行部分」が指定されていないときは、歩道の車道よりの部分を通行しなければなりません。

携帯電話使用運転

5万円以下の罰金



携帯電話を手に持って運転してはいけません。(安定を失うおそれ)

傘さし運転

5万円以下の罰金



傘をさして運転してはいけません。

二人乗り運転

2万円以下の罰金又は料料



二人乗りをしてはいけません。(但し、16歳以上の者が6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗車させ、又は、4歳未満の者を背負いひも等で確実に緊縛している場合を除く。)

無灯火運転

5万円以下の罰金



夜間、ライトや尾灯をつけずに自転車を運転してはいけません。(反射材もつけましょう。)

信号無視

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



信号無視をしてはいけません。

飲酒運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。